



2025年5月16日

各 位

会 社 名 日本製鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 COO 今井 正
(コード番号 5401、東証プライム、名証、福証、札証)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部広報室
(TEL. 03-6867-2135、2141、2146)

当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象に信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること、及び本制度の導入に関する議案（以下「本議案」といいます。）を2025年6月24日開催予定の第101回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の理由

(1) 業績連動型株式報酬制度の導入

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬の一部を当社の株式価値と連動させ、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有したうえで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を一層高めることを目的に、新たに本制度を導入することといたします。

(2) 新たな報酬制度

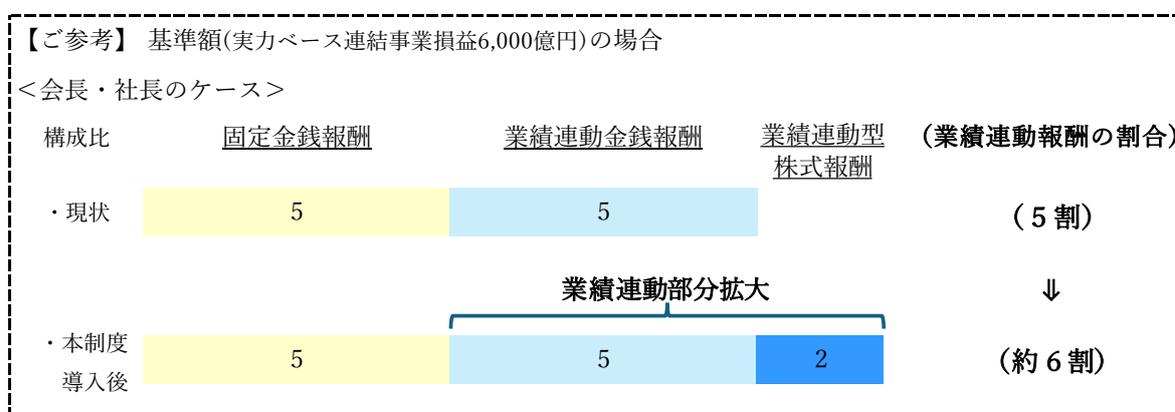
現在、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬である固定報酬と業績連動報酬で構成されています。本議案は、これらの報酬を継続することを前提に、それに加えて、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、新たに本制度を導入するものです。

(3) 導入の背景

当社は、極めて厳しい事業環境が継続するなかにおいても持続的に成長し中長期的に企業価値を向上させるために、国内製鉄事業の競争力強化、成長する海外市場におけるグローバル事業の拡大、鉄鋼生産プロセスにおけるカーボンニュートラル実現といった、かつてない多様で困難な経営課題に挑戦しています。こうした経営課題に対応していくためには、中長期的な企業価値向上を実現し得る優秀な人材を継続的に確保するとともに、積極的かつ果敢な意思決定による適切なリスクテイクを行い、研究開発・設備投資・M&A・賃上げ等の成長に向けた施策を強力に推し進めていく必要があります。

本議案は、このような状況を踏まえ、取締役に対し役位と業績に応じた適切なインセンティブを付与するために、他社の役員報酬水準及び制度の動向や経済情勢の変化等を考慮のうえ、2024年6月21日開催の第100回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（月額2億9,000万円以内（内、社外取締役分月額1,400万円以内））については金銭報酬である固定報酬及び業績連動報酬に係る限度額として継続することを前提に、それとは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、別段の記載がある場合を除き、同じです。）を対象に本制度による新たな業績連動型株式報酬を支給すべく、その額及び内容を決定するものです。

本制度の導入により、取締役の報酬は、①固定金銭報酬、②業績連動金銭報酬及び③業績連動型株式報酬から構成されることとなり、業績との連動性がより一層高まるとともに、株式価値とも連動することとなります。



また、本株主総会において本議案についてご承認いただいた場合、当社の執行役員に対しても同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

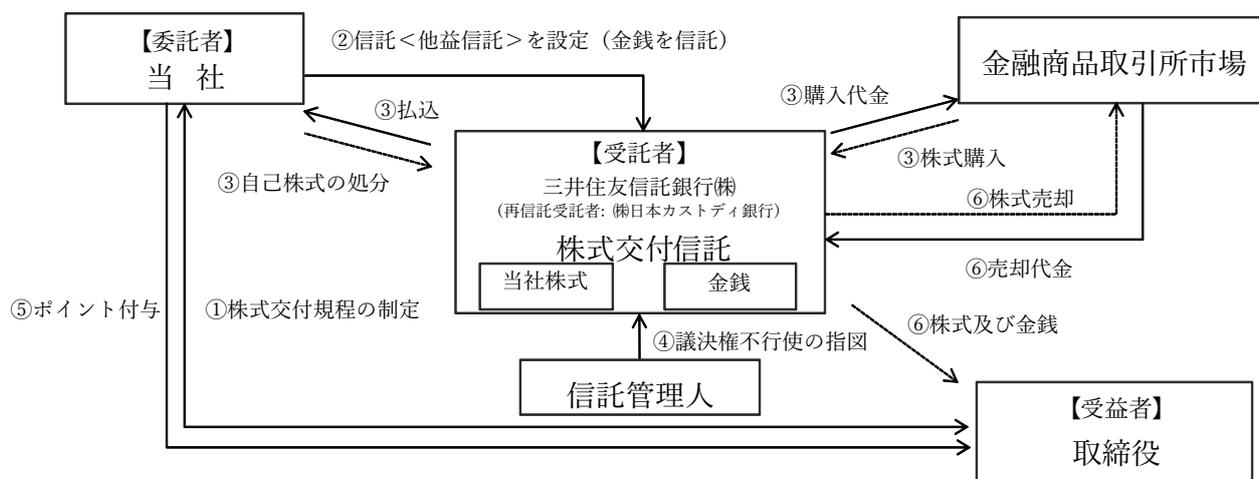
2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が設定する信託（以下「本信託」といいます。）を用いた業績連動型株式報酬制度です。当社は、取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位及び当社の業績等に応じたポイントを付与し、付与されたポイントの数に相当する数の当社株式（本信託が取得したものです。）を、本信託を通じて、原則としてその退任時に交付します。

なお、取締役が付与される1事業年度あたりのポイント総数の上限に相当する株式に係る議決権数は2,950個であり、当社の発行済株式総数に係る議決権数10,379,742個（2025年3月31日現在）に対する割合は0.03%未満です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、当社の取締役に交付するための株式取得資金については、当社の株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（金融商品取引所市場（立会外取引を含みます。）又は当社から取得する方法によります。なお、当社から取得する場合は、当社の自己株式を処分する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を金融商品取引所市場にて売却し、金銭を支給します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本株主総会で本議案についてご承認いただくことを条件として、当社は、下記(6)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託(再信託)します。

(3) 信託期間

信託期間は、2025年8月(予定)から2028年8月(予定)までの約3年間とします。ただし、下記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金1,650百万円を上限とする金銭を2025年7月から2028年6月までの3年間(以下「対象期間」といいます。)に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、金融商品取引所市場(立会外取引を含みます。)又は当社から当社株式を取得します(なお、当社から取得する場合は、当社の自己株式を処分する方法によります。)

(注) 上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、併せて信託します。また、上記のとおり執行役員に対しても同様の業績連動型株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、当社取締役会の決定により、本制度の対象期間を10年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下同じです。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金550百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(6)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します(以降の延長についても同様とします。)

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、金融商品取引所市場(立会外取引を含みます。)又は当社から当社株式を取得することを予定しています(なお、当社から取得する場合は、当社の自己株式を処分する方法によります。)

(6) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び当社の業績等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり295,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は当社に損害を与える目的で職務を執行したことを理由に、解任され又は辞任した場合等には、取締役会の決議により、それまでに付与されたポイントの全部又は一部が失効し、当該取締役は、失効したポイントに係る当社株式の交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は当該株式分割・株式併合等に係る分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において換価したうえで、当社株式に代わり金銭で支給することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換価された場合には、当社株式に代わり金銭で支給することがあります。

(7) 議決権行使

信託期間中、本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、行使しないことといたします。これにより、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

3. 本制度を相当とする理由

当社は、本株主総会において本議案をご承認いただくことを条件として、当社における「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針」を本書面末尾の（ご参考2）に記載のとおり改定することを、本日開催の取締役会において決議しております。

本議案は、当該改定後の方針に沿って取締役の報酬等の内容を定めるために必要かつ合理的な

ものであると考えております。また、本議案については、社外取締役を過半数とする「役員人事・報酬会議」における検討を経ております。以上から、本議案の内容は相当であると考えております。

(ご参考1) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社の取締役及び執行役員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2025年8月（予定）
信託期間	2025年8月～2028年8月（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

(ご参考2)

社外取締役を過半数とする「役員人事・報酬会議」における検討を経たうえで、本日開催の取締役会において、本株主総会で本議案をご承認いただくことを条件として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針」の改定を決議しております。改定後の当該方針は以下のとおりです。

「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針」

(1) 基本方針及び報酬の構成

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、①固定金銭報酬、②業績連動金銭報酬及び③業績連動型株式報酬から構成することとしています。

固定金銭報酬及び業績連動金銭報酬は、月例報酬とし、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に固定金銭報酬と業績連動金銭報酬の基準額（当社の連結業績が一定の水準に達したときの報酬額）を定め、このうち業績連動金銭報酬について、当社の連結業績に応じて一定の範囲で変動させることにより、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬の額を決定することとしています。

業績連動型株式報酬は、信託型株式報酬制度に基づくものとし、取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位及び当社の連結業績に応じたポイントを付与し、付与されたポイントの数に相当する数の当社株式（当社が金銭を拠出することにより設定する信託が取得したもの）を、信託を通じて、原則としてその退任時に交付することとしています。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬のみとし、固定金銭報酬のみで構成することとしています。

各取締役に係る月例報酬の額については、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で決定することとしています。

(2) 業績連動報酬に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の業績連動金銭報酬及び業績連動型株式報酬に係る指標は、中長期経営計画における収益目標等も勘案し、期間業績に応じた適切な報酬額とする観点から、当社グループの経営成績を端的に表す実力ベース連結事業損益（連結事業損益から在庫評価差等を控除したもので、当社グループとしての実力を表す指標であると認識しています。）を用いることとしています。

(3) 種類別の報酬の比率に関する方針

固定金銭報酬、業績連動金銭報酬及び業績連動型株式報酬の比率については、上位の役位ほど業績連動報酬（業績連動金銭報酬及び業績連動型株式報酬）の比率を高くすることで、役位と業績に応じた適切なインセンティブを付与することとしています。

代表取締役会長及び代表取締役社長については、基準額（実力ベース連結事業損益 6,000 億円達成時）における「固定報酬(固定金銭報酬)：業績連動報酬(業績連動金銭報酬＋業績連動型株式報酬)」の比率を概ね 5：7 としており、業績により、3：7 から 10：0 の範囲で変動させることとしています。また、代表取締役会長及び代表取締役社長について、業績連動型株式報酬は業績連動金銭報酬の概ね 4 割としています。

(4) 個人別の報酬等の決定方法

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の具体的な固定金銭報酬、業績連動金銭報酬及び業績連動型株式報酬の額及び内容については、社外取締役を過半数とする「役員人事・報酬会議」での検討を経て、取締役会で決議することとしています。

以 上